障がい福祉サービス通所交通費のお知らせ

障がい福祉サービスを実施する事業所（地域活動センターを含む）に公共交通機関や事業所が運行する有料送迎を利用し通所している障がいをお持ちのかた対象に交通の一部を助成しています。

**助成対象者**

1. 福島市に住民登録があり、かつ居住しているかた
2. 障がい福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、就労移行支援事業所）に通所しているかた、または、実際に交通費を負担しているかた（通所者の保護者など）
3. 公共交通機関（鉄道、路線バス）または、通所先の事業所が運行する有料送迎を利用し通所しているかた
4. 生活保護法に規定する被保護者でないかた

助成を受ける場合は、事前に受給資格の登録が必要になります。通所先の事業所または、障がい福祉課給付課申請窓口までご連絡ください。

〒960‐8031

福島市栄町12番10号ひかりビル６F

むすびカレッジ福島駅前校

TEL573‐9537　/ FAX573-9629

担当　鈴木